

青森県報

号外第十六号

平成十九年
三月二十三日
(金曜日)

目次

告示

平成十九年度青森県一般会計予算ほか十六件の要領…… (財政課) …… 1

告示

青森県告示第百二十三号

平成十九年二月青森県議会第二百四十九回定例会の議決を経た平成十九年度青森県一般会計予算ほか十六件の要領は、次のとおりである。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 枝 申 郎

平成19年度青森県一般会計予算

平成19年度青森県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ717,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、165,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳入	歳入
款	項	金額
1 県	税	144,505,888
1 県	民 税	37,353,324
2 事	業 税	31,086,791
3 地	方 消 費 税	13,987,371
4 不	動 産 取 得 税	3,274,974
5 た	ば こ 税	3,349,901
6 ゴ	ル ン 場 利 用 税	194,590
7 自	動 車 税	19,037,574
8 鉱	区 税	3,888
9 固	定 資 産 税	1,737,516
10 核	燃料物質等取扱税	13,837,960
11 自	動 車 取 得 税	4,018,242

12	整 油 引 取 税	16,521,608	12	繰 入 金	23,769,963
13	狩 猟 税	28,586	1	特 別 会 計 繰 入 金	423,167
14	産 業 廃 棄 物 税	73,401	2	基 金 繰 入 金	23,346,796
15	旧 法 に よ る 税	162	13	繰 越 金	1
2	地 方 消 費 税 清 算 金	28,614,701	14	繰 越 金	1
1	地 方 消 費 税 清 算 金	28,614,701	1	諸 収 入	64,943,640
3	地 方 譲 与 税	3,710,596	1	延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等	254,416
1	地 方 道 路 譲 与 税	3,399,549	2	県 預 金 利 子	3,208
2	石 油 ガ ス 譲 与 税	276,197	3	貸 付 金 元 利 収 入	53,652,152
3	航 空 機 燃 料 譲 与 税	34,850	4	受 託 事 業 収 入	767,908
4	地 方 特 例 交 付 金	866,169	5	収 益 事 業 収 入	4,988,624
1	地 方 特 例 交 付 金	623,649	6	利 子 割 精 算 金 収 入	1,633
2	特 別 交 付 金	242,520	7	雑 入	5,275,699
5	地 方 交 付 税	225,975,000	15	県 債	94,355,000
1	地 方 交 付 税	225,975,000	1	県 債	94,355,000
6	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	583,485	歳 入 合 計	717,000,000	
1	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	583,485			
7	分 担 金 及 び 負 担 金	9,809,812	歳 出		
1	分 担 金	256,527	款 項	金 額	
2	負 担 金	9,553,285	1	議 会 費	1,286,113
8	使 用 料 及 び 手 数 料	10,392,674	1	議 会 費	1,286,113
1	使 用 料	7,776,316	2	総 務 費	31,864,927
2	手 数 料	2,616,358	1	総 務 費	12,767,590
9	国 庫 支 出 金	107,244,614	2	企 業 管 理 費	4,263,007
1	国 庫 支 出 金	39,787,611	3	県 民 生 活 費	1,087,072
2	国 庫 補 助 金	65,412,521	4	徴 収 税 費	5,894,092
3	委 託 金	2,044,482	5	市 町 村 振 興 費	3,046,847
10	財 産 収 入 金	2,220,456	6	選 挙 費	2,678,004
1	財 産 運 用 収 入	1,173,574	7	防 災 費	1,040,274
2	財 産 売 払 収 入	1,046,882	8	統 計 調 査 費	539,545
11	寄 附 金	8,001	9	人 事 委 員 会 費	234,586
1	寄 附 金	8,001	10	監 査 委 員 会 費	313,910

14	子	備	費	150,000
1	子	備	費	150,000
歳	出	合	計	717,000,000

第2表 継続費

10	教育費	事業名	総額	年度	年割額
4	高等学校費	青森工業高等学校校舎建築事業費	1,858,531	平成19年度 平成20年度	696,213 1,162,318

第3表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
平成19年度	青森県史刊行委託代金	平成20年度	から			8,505
平成19年度	青森・岩手県境不法投棄事業に係る風評被害対策給付金	平成24年度	から			3,000,000
平成19年度	医師研修学資金貸付	平成20年度	から			27,000
平成19年度	看護師等修学資金貸付(看護師等養成所分)	平成21年度	から			13,488
平成19年度	農業近代化資金の利子補給	平成20年度	から			利子補給対象借入資金限度額 370,000
平成19年度	農業経営員担軽減支援資金の利子補給	平成35年度	から			利子補給対象借入資金限度額 200,000
野菜生産出荷安定資金造成費補助		平成19年度	から			97,220
野菜価格安定対策事業費補助		平成19年度	から			16,771
花き価格安定対策事業費補助		平成19年度	から			2,763
平成19年度	青い森農林振興公社の農地保有合理化促進事業(一般タイフ)に伴う小作料前払資金借入金に対する損失補償	平成19年度	から			59,216

平成19年度	青い森農林振興公社の農地保有合理化促進事業(一般タイフ)に伴う農用地等買入資金借入金に対する損失補償	平成19年度	から			75,507
--------	--	--------	----	--	--	--------

平成19年度	青い森農林振興公社の農地保有合理化促進事業(担い手育成型)に伴う農用地等買入資金借入金に対する損失補償	平成19年度	から			685,350
--------	---	--------	----	--	--	---------

平成19年度	青い森農林振興公社の畜産担い手育成総合整備事業及び畜産環境総合整備事業補助事業に伴う事業資金借入金に対する損失補償	平成19年度	から			195,884
--------	---	--------	----	--	--	---------

平成19年度	青い森農林振興公社の農地保有合理化促進事業運営資金借入金に対する損失補償	平成19年度	から			169,939
--------	--------------------------------------	--------	----	--	--	---------

平成19年度	土地改良負担金償還平準化資金利子補給費補助	平成20年度	から			143,121
--------	-----------------------	--------	----	--	--	---------

平成19年度	かんがい排水事業工事代金	平成20年度	から			200,000
--------	--------------	--------	----	--	--	---------

平成19年度	青い森農林振興公社の農林漁業金融借入金に対する損失補償	平成20年度	から			借入資金限度額104,953に約定 利子と遅延利息を加えた額
--------	-----------------------------	--------	----	--	--	-----------------------------------

平成19年度	青い森農林振興公社事業借換資金(施業転換資金)に対する損失補償	平成20年度	から			借入資金限度額1,151,116に約定 利子と遅延利息を加えた額
--------	---------------------------------	--------	----	--	--	-------------------------------------

平成19年度	林業基盤整備資金・施業転換資金の利子補給費補助	平成20年度	から			28,509
--------	-------------------------	--------	----	--	--	--------

平成19年度	漁業近代化資金の利子補給	平成20年度	から			利子補給対象借入資金限度額 500,000
--------	--------------	--------	----	--	--	--------------------------

平成19年度	漁業経営維持安定資金利子補給	平成20年度	から			利子補給対象借入資金限度額 50,000
--------	----------------	--------	----	--	--	-------------------------

平成19年度	水産加工経営改善促進資金利子補給	平成20年度	から			利子補給対象借入資金限度額 40,000
--------	------------------	--------	----	--	--	-------------------------

平成19年度	漁業経営再建資金利子補給	平成20年度	から			利子補給対象借入資金限度額 200,000
--------	--------------	--------	----	--	--	--------------------------

ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借り換えることができる。

平成19年度漁業経営高度化促進支援資金利子補給	平成20年度から平成29年度まで	利子補給対象借入資金限度額 50,000	利子補給率年0.625%から1.25%	農業農村整備事業 災害関連事業	2,794,000 2,154,000
平成19年度日本海沿岸漁業等経営安定資金の利子補給	平成20年度から平成29年度まで	利子補給対象借入資金限度額 70,000	利子補給率年1.25%	治水事業 都市計画事業	3,064,000 419,000
火災共済の支払金の貸付（青森県火災共済協同組合）	平成19年度から平成20年度まで	800,000		治山事業 林道事業	777,000 82,000
21あおり産業総合支援センターに対する（平成19年度）設備貸与資金の損失補償	平成21年度から平成27年度まで	損失補償限度額 216,000	損失補償率 480,000の45%	漁港事業 道	3,175,000 14,412,000
21あおり産業総合支援センターに対する（平成19年度）設備リース資金の損失補償	平成21年度から平成27年度まで	損失補償限度額 110,000	損失補償率 220,000の50%	公営住宅建設事業 過年発生補助災害復旧事業	501,000 940,000
21あおり産業総合支援センターに対する（平成19年度）設備資金の損失補償	平成21年度から平成27年度まで	損失補償限度額 350,000	損失補償率 350,000の100%	過年発生国直轄災害復旧事業	120,000
むつ小川原工業基地企業立地促進費補助	平成19年度から平成20年度まで	500,000		現年発生補助災害復旧事業	1,354,000
平成19年度フレックステック関連産業立地促進費補助	平成19年度から平成22年度まで	300,000		現年発生国直轄災害復旧事業	133,000
平成19年度青森中核工業団地工場等立地促進費補助	平成19年度から平成24年度まで	30,000		不法投棄産業廃棄物対策事業	2,151,000
平成19年度青森産業立地促進費補助	平成19年度から平成28年度まで	2,000,000		石綿健康被害救済対策事業	11,000
平成19年度青森県道路公社の有料道路運営資金借入金に対する損失補償	平成19年度から平成27年度まで	3,237,621に約定利子と遅延利息を加えた額		自然災害防止事業 ふるさと林道緊急整備事業	2,529,000 108,000
平成19年度八戸三沢線道路改良事業（陸橋）工事代金	平成20年度	300,000		ふるさと農道緊急整備事業	580,000
平成19年度久野坂造道線自動車駐車場整備事業（仮称東造道駐車場）工事代金	平成20年度	300,000		農林総合研究センター整備事業	37,000
平成19年度定時制通信制修学奨励金貸付	平成20年度から平成22年度まで	7,560		臨時県道整備事業 臨時河川等整備事業	6,143,000 1,462,000
第4表 地方債				電線共同溝整備事業 砂防事業	153,000 16,000
起債の目的	限度額 千円	起債の方法 普通貸借又は債券発行	利率 % 9.0以内	公園事業	844,000
港湾事業	2,642,000			東北新幹線鉄道整備事業	20,048,000
河川事業	1,728,000			北海道新幹線鉄道整備事業	1,065,000
海岸事業	1,302,000				

交通安全施設整備事業	92,000			
高等学校整備事業	75,000			
臨時高等学校整備事業	879,000			
老人福祉施設整備事業	226,000			
特別支援学校整備事業	45,000			
消費生活協同組合資金貸付金	5,000	3.0	消費生活協同組合資金の貸付に関する法律の融通条件による。	
公有林整備事業	39,000	9.0	政府資金の場合は、融通条件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。	
過疎地域下水道事業	32,000	以内		
臨時財政対策債	20,218,000			
退職手当債	2,000,000			
計	94,355,000	／	／	

平成19年度青森県公債費特別会計予算

平成19年度青森県公債費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ138,977,072千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
繰入	繰入金	116,081,572
1	1 一般会計繰入金	115,721,572
2	2 基金繰入金	360,000
県	県債	22,895,500
1	1 県債	22,895,500
歳入	合計	138,977,072

歳 出

款	項	金額
1	1 公債費	138,977,072
歳出	合計	138,977,072

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	22,895,500千円	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
計	22,895,500	／	／	／

平成19年度青森県肢体不自由児施設特別会計予算

平成19年度青森県肢体不自由児施設特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,407,990千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

平成19年度青森県港湾整備事業特別会計予算

平成19年度青森県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,507,947千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
歳入	款	1 分担金及び負担金	329,649
		1 1 負担	329,649
		2 使用料及び手数料	379,304
		1 1 使用	379,304
		3 財産収入	179,580
		1 1 財産売却収入	179,580
		4 繰入金	2,476,823
歳出	款	1 一般会計繰入金	2,476,823
		1 繰越金	2,476,823
		5 繰越金	2
		1 繰越金	2
		6 諸収入	10,589
		1 1 諸収入	10,589
		7 雑収入	132,000
1 2 雑収入	132,000		

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
歳入	款	1 使用料及び手数料	1,523,924
		1 1 使用	1,523,924
		2 財産収入	444
		1 1 財産運用収入	444
		3 繰入金	868,636
		1 1 一般会計繰入金	868,636
		4 繰越金	3
歳出	款	1 繰越金	3
		1 1 繰越金	3
		5 諸収入	14,983
		1 1 諸収入	14,983
		2 雑収入	160
		1 2 雑収入	160
		合計	2,407,990
歳出	款	1 肢体不自由児施設費	2,407,830
		1 1 肢体不自由児施設費	2,407,830
		2 さわらび医療療育センター費	631,038
		3 はまなす医療療育センター費	814,751
		2 1 公債費	160
		1 1 公債費	160
		合計	2,407,990

1 県	債 入 合 計	132,000
歳 入		3,507,947

歳 出	項 目	金 額 千円
1	港湾整備事業費	276,536
1	青森港整備事業費	137,119
2	八戸港整備事業費	136,559
3	七里長浜港整備事業費	1,434
4	大湊港整備事業費	1,424
2	公 債 費	3,231,411
1	公 債 費	3,231,411
歳 出 合 計		3,507,947

第2表 地方債

起債の目的	限 度	額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
地域開発事業	132,000	千円	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	政府資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
計	132,000		／	／	／

平成19年度青森県証紙特別会計予算

平成19年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,651,399千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	
-----	--

款	項	金 額 千円
1	証紙管理収入	2,543,549
1	証紙取扱収入	2,543,549
2	繰 入 金	107,848
1	一般会計繰入金	107,848
3	繰 越 金	1
1	繰 越 金	1
4	諸 収 入	1
1	県預金利息	1
歳 入 合 計		2,651,399

歳 出	項	金 額 千円
1	証紙管理取扱費	2,651,399
1	証紙取扱費	2,651,399
歳 出 合 計		2,651,399

平成19年度青森県管理特別会計予算

平成19年度青森県管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,457,707千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	
-----	--

款	項	金 額 千円
1	繰 越 金	3

1	繰越金	3
2	諸収入	1,457,704
1	管理費収入	1,457,654
2	県預金利息	50
歳入	合計	1,457,707
歳出		
款	項目	金額 千円
1	管理費	1,457,657
1	公債費	1,457,657
2	公債費	50
1	公債費	50
歳出	合計	1,457,707

平成19年度青森県下水道事業特別会計予算

平成19年度青森県下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,117,731千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項目	金額 千円
1	分担金及び負担金	1,982,479
1	1 負担金	1,982,479
2	使用料及び手数料	46,468
1	1 使用料	46,468
3	国庫支出金	752,500
1	1 国庫補助金	752,500
4	繰入金	951,348
1	1 一般会計繰入金	951,348
5	繰越金	1
1	1 繰越金	1
6	諸収入	37,935
1	1 県預金収入	37,935
2	2 受託事業収入	1
7	県債	37,934
1	1 県債	347,000
歳入	合計	347,000
歳出	合計	4,117,731

第2表 債務負担行為

款	項目	金額 千円
1	1 下水道事業費	3,066,513
1	1 流域下水道事業費	1,448,000
2	2 下水道管理費	1,618,513
1	1 公債費	1,051,218
1	1 公債費	1,051,218
歳出	合計	4,117,731

第3表 地方債

事	項目	期間	限度額 千円
	平成19年度岩木川流域下水道事業工事代金	平成20年度	180,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
下水道事業	347,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	政府資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。合に上り年限変更、繰上償還又は借換することができる。
計	347,000	/	/	/

平成19年度青森県駐車場事業特別会計予算

平成19年度青森県駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ529,257千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
歳入	款	1 使用料及び手数料	230,694
		1 繰入金	295,178
		1 繰越金	295,178
		1 繰越入金	1
歳入	款	4 諸収入	3,384
		1 雑収入	1
		2 雑収入	3,383
		合計	529,257

款	項	金額 千円
1 駐車場事業費	1 県営駐車場運営費	120,255
	2 地下駐車場運営費	71,427
	2 公債費	48,828
3 繰出金	1 公債費	328,805
	1 繰出金	328,805
	1 一般会計繰出金	80,197
合計		80,197
合計		529,257

平成19年度青森県鉄道施設事業特別会計予算

平成19年度青森県鉄道施設事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ977,946千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
歳入	款	1 使用料及び手数料	434,052
		1 繰入金	382,248
		1 繰越金	382,248
		1 繰越入金	1
歳入	款	4 諸収入	161,645
		1 雑収入	1
		2 雑収入	161,645
		合計	1

2 雑 入 合 計 161,644
 歳 入 合 計 977,946

歳 出

款 項	金 額 千円
1 鉄道施設事業費	868,422
1 鉄道施設整備費	34,291
2 鉄道施設管理費	834,131
2 公 債 費	109,524
1 公 債 費	109,524
歳 出 合 計	977,946

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額 千円
並行在来線指令システム整備費	平成19年度から平成22年度まで		2,791,000
並行在来線運行管理基盤施設整備整備費	平成19年度から平成22年度まで		1,432,000

平成19年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成19年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ464,481千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

150,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	項 目	金 額 千円
1 雑 入	1 繰 入 金	29,231
	1 一般会計繰入金	29,231
2 繰 越 金	2 繰 越 金	113,429
3 諸 収 入 金	1 諸 収 入 金	113,429
	1 県 預 金 利 子 入 金	277,663
	2 貸付金元利収入	57
	3 雑 入	277,602
4 県 債 入 金	3 県 債 入 金	4
	1 県 債 入 金	44,158
歳 入 合 計	歳 入 合 計	44,158
		464,481

歳 出

歳 出	項 目	金 額 千円
1 母子寡婦福祉資金貸付費	1 母子寡婦福祉資金貸付費	464,481
歳 出 合 計	歳 出 合 計	464,481

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額 千円
平成19年度母子福祉資金貸付金	平成20年度から平成23年度まで		205,849
平成19年度寡婦福祉資金貸付金	平成20年度から平成22年度まで		9,614

第3表 地方債

起債の目的 限度額 起債の方法 利率 償還の方法

母子寡婦福祉資金貸付金 44,158 千円
 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の融資条件による。
 0 % 母子及び寡婦福祉法の融資条件による。

平成19年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成19年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,903,700千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金額
1 繰 入	1 繰 入	1 一般会計繰入金	9,591千円
2 繰 入	1 繰 入	繰越金	906,792
3 諸 収	1 諸 収	入	2,443,942
1 貸付金	1 貸付金	入	2,272,331
2 県預金	2 県預金	入	600
3 雑貸付金	3 雑貸付金	入	171,009
4 県債	4 県債	入	4,543,375

1 県 入 合 計 4,543,375
 歳 入 合 計 7,903,700

歳 出	款	項	金額
1 小規模企業者等設備導入資金貸付金	1 小規模企業者等設備導入資金貸付金		5,951,231
2 事務費	1 事務費		10,193
3 公債費	1 公債費		1,633,367
4 繰出金	1 繰出金		308,909
1 一般会計繰出金			308,909
歳 出 合 計			7,903,700

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	4,543,375千円	普通貸借	1.40%	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。
計	4,543,375			

平成19年度青森県農業改良資金特別会計予算

平成19年度青森県農業改良資金特別会計予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ286,746千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金額
1 繰 入	1 繰 入	1 一般会計繰入金	286,746千円

1	貸付勘定収入	金	259,978
1	繰越収入	金	152,885
2	諸収入	金	107,093
2	業務勘定収入	金	6,768
1	繰越収入	金	6,763
2	繰越収入	金	1
3	諸収入	金	4
歳入	合計	金	266,746

歳出	項目	金額
1	貸付勘定	金
1	貸付	千円
2	国庫返還	金
3	繰越	金
2	業務勘定	金
1	取投事務	費
歳出	合計	金
		266,746

平成19年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成19年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,520千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項目	金額
1	貸付勘定収入	千円
1	繰越	金
		80,000
		42,959

2	諸収入	金	37,041
2	業務勘定収入	金	1,520
1	繰越収入	金	1,516
2	繰越収入	金	1
3	諸収入	金	3
歳入	合計	金	81,520

歳出	項目	金額
1	貸付勘定	金
1	貸付	千円
2	業務勘定	金
1	取投事務	費
歳出	合計	金
		81,520

平成19年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成19年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,629千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項目	金額
1	貸付勘定収入	千円
1	繰越	金
2	諸収入	金
		130,000
		17,732
		112,268

2	業務勘定収入	2,629
1	繰入金	2,626
2	繰越収入	1
3	諸収入	2
	歳入合計	132,629

歳出	項目	金額
	1 貸付勘定	千円 130,000
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	130,000
	2 業務勘定	2,629
	1 取扱事務費	2,629
	歳出合計	132,629

平成19年度青森県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成19年度青森県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	青森県立中央病院	
(1)	病 床 数	705床
(2)	年 間 患 者 数	539,444人
イ	入 院 患 者 数	229,274人
ロ	外 来 患 者 数	310,170人
(3)	一 日 平 均 患 者 数	
イ	入 院 患 者 数	626人
ロ	外 来 患 者 数	1,266人
(4)	建 設 改 良	
イ	病 院 工 事	219,098千円
ロ	資 産 購 入	356,562千円
2	青森県立つくしが丘病院	
(1)	病 床 数	350床

(2)	年 間 患 者 数	102,586人
イ	入 院 患 者 数	82,716人
ロ	外 来 患 者 数	19,870人
(3)	一 日 平 均 患 者 数	
イ	入 院 患 者 数	226人
ロ	外 来 患 者 数	81人
(4)	建 設 改 良	
イ	病 院 工 事	622,348千円
ロ	資 産 購 入	4,568千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	中央病院事業収益	16,201,636千円
第1項	医 業 収 益	14,433,794千円
第2項	医 業 外 収 益	1,767,842千円
第2款	つくしが丘病院事業収益	1,947,259千円
第1項	医 業 収 益	1,379,383千円
第2項	医 業 外 収 益	567,876千円
第3款	本局事業収益	69,974千円
第1項	医 業 外 収 益	69,974千円

支 出

第1款	中央病院事業費用	17,070,563千円
第1項	医 業 費 用	16,600,663千円
第2項	医 業 外 費 用	466,900千円
第3項	予 備 費	3,000千円
第2款	つくしが丘病院事業費用	2,178,051千円
第1項	医 業 費 用	2,158,364千円
第2項	医 業 外 費 用	18,687千円
第3項	予 備 費	1,000千円
第3款	本局事業費用	88,819千円

第1項 医療費用 88,819千円
 (資本的収入及び支出)
 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		支出	
第1款 中央病院資本的収入	2,156,154千円	第1款 中央病院資本的支出	2,156,154千円
第1項 負担金	1,630,154千円	第1項 建設改良費	575,660千円
第2項 企業債	526,000千円	第2項 償還金	1,580,494千円
第2款 つくしが丘病院資本的収入	669,450千円	第2款 つくしが丘病院資本的支出	669,450千円
第1項 負担金	474,141千円	第1項 建設改良費	626,916千円
第2項 企業債	4,000千円	第2項 償還金	42,534千円
第3項 補助金	191,309千円	(継続費)	

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項	事業名	総額 千円	年度	年割額 千円
1	つくしが丘病院資本的支出			
1	建設改良費 県立つくしが丘病院改築改 修工事費	3,034,250	平成19年度	616,245
			平成20年度	2,038,823
			平成21年度	379,182

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
県立中央病院施設整備事業及び医療器械整備事業	526,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	政府資金の場合は、融通条件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
県立つくしが丘病院医療器械整備事業	4,000			
計	530,000	/	/	/

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 9,158,811千円
- (2) 交際費 314千円

(他会計からの補助金)

第9条 他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) がん診療施設情報ネットワークシステム事業運営費に係る県費補助金 2,248千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,618,954千円と定める。

平成19年度青森県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度青森県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 事業量
- イ 年間販売電力量 42,958,000キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款	電気事業収益	377,155千円
第1項	営業収益	367,293千円
第2項	財務収益	1,108千円
第3項	営業外収益	8,754千円

支出

第1款	電気事業費用	361,477千円
第1項	営業費用	341,754千円
第2項	財務費用	3,750千円
第3項	営業外費用	10,973千円
第4項	予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額490,036千円は減債積立金55,111千円、建設改良積立金3,699千円、中小水力発電開発改良積立金5,500千円、損益勘定留保資金425,542千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額184千円で補てんするものとする。)

収入

0千円

支出

第1款	資本的支出	490,036千円
第1項	建設改良費	9,383千円
第2項	企業債償還金	480,653千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流

用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 130,901千円

平成19年度青森県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度青森県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 八戸工業用水道事業

(1) 事業量

イ 年間総給水量 121,796,253立方メートル

ロ 給水事業所数 12事業所

ハ 一日平均給水量 333,080立方メートル

2 六ヶ所工業用水道事業

(1) 事業量

イ 年間総給水量 816,180立方メートル

ロ 給水事業所数 2事業所

ハ 一日平均給水量 2,230立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 八戸工業用水道事業収益 947,239千円

第1項 営業収益 943,799千円

第2項 営業外収益 3,440千円

第2款 六ヶ所工業用水道事業収益 38,627千円

第1項 営業収益 38,564千円

第2項 営業外収益 63千円

支出

第1款 八戸工業用水道事業費用 830,060千円

(1) 職員給与と費
(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,713千円と定める。

第1項 営業費用	719,806千円
第2項 営業外費用	100,254千円
第3項 予備費	10,000千円
第2款 六ヶ所工業用水道事業費用	56,992千円
第1項 営業費用	39,364千円
第2項 営業外費用	12,628千円
第3項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額193,027千円は減債積立金5,907千円、建設改良積立金25,692千円、損益勘定留保資金160,207千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,281千円で補てんするものとする。）。

収入	0千円
支出	

第1款 八戸工業用水道事業資本的支出 172,486千円

第1項 建設改良費 26,913千円

第2項 企業債償還金 145,573千円

第2款 六ヶ所工業用水道事業資本的支出 20,541千円

第1項 企業債償還金 20,541千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭